

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

伊勢市（以下「甲」という。）と志摩市（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1の1の表医療体制の確保の部に次のように加える。

<p>救急医療体制を確保するため、休日夜間の二次救急医療体制（病院群輪番制）を維持するとともに、適正な医療受診に係る啓発を行う。</p>	<p>病院群輪番制の運営に必要な経費を負担するとともに、乙と連携し、住民等への啓発等を行う。</p>	<p>病院群輪番制の運営に必要な経費を負担するとともに、甲と連携し、住民等への啓発等を行う。</p>
--	--	--

別表第1の2の表商工業の振興の部圏域の経済活性化及び雇用の拡大を確保するため、企業立地を推進する。の項中「伊勢志摩地域産業活性化協議会における事務局を担う」を「三重県と連携を図る」に、「及び活性化」を「及び地域経済の活性化」に改める。

別表第2の4の表に次のように加える。

<p>消費生活相談体制の強化</p>	<p>消費生活センターを維持運営し、消費者トラブルの早期解決・未然防止を図る。</p>	<p>伊勢市消費生活センターを運営し、消費者からの相談対応を行うとともに、乙と連携し、消費生活に係る啓発・情報発信を行う。</p>	<p>運営に必要な経費を負担するとともに、甲と連携し、消費生活に係る啓発・情報発信を行う。</p>
--------------------	---	---	---

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲及び乙が記名
押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 4 年 3 月 2 5 日

甲 伊勢市岩淵 1 丁目 7 番 29 号

伊勢市

伊勢市長 鈴木 健一

乙 志摩市阿児町鶉方 3098 番地 22

志摩市

志摩市長 橋爪 政吉